①高校生でない15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

兄弟姉妹の健康保険証の写しを

貼付してください。

②保護者等がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合

生徒本人の健康保険証の写しを

貼付してください。

※健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書も併せて提出してください。

